

第148期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2014年6月27日（金曜日）午前10時

開場予定時刻 午前9時

開催場所

東京都港区港南二丁目15番4号

品川インターシティホール

(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

日本板硝子株式会社

証券コード：5202

目次

第148期定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による 議決権の行使についてのご案内	3
[株主総会参考書類]	
議案及び参考事項	5
議案 取締役8名選任の件	
[添付書類]	
事業報告	14
連結計算書類	37
計算書類	41
監査報告書	44

証券コード 5202
2014年6月5日

株主各位

東京都港区三田三丁目5番27号
日本板硝子株式会社
取締役 代表執行役社長兼CEO
吉川 恵 治

第148期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第148期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。2頁のご案内に従って2014年6月26日(木曜日)午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2014年6月27日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

(1) 報告事項

- ① 第148期(2013年4月1日から2014年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- ② 第148期(2013年4月1日から2014年3月31日まで) 計算書類報告の件

(2) 決議事項

議案 取締役8名選任の件

4. インターネット開示

株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、5頁から46頁までに記載のとおりです。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

5. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2014年6月26日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権をご行使される場合には、3頁から4頁の【インターネット等による議決権の行使についてのご案内】をご高覧のうえ、2014年6月26日（木曜日）午後5時45分までにご行使ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) への掲載により、お知らせいたします。
 - ◎ 本株主総会の議決権の行使結果は、臨時報告書により、インターネット上で、EDINET (<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>) に掲載されるとともに、当社ホームページ (<http://www.nsg.co.jp/>) においても開示されます。これらをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承ください。

【インターネット等による議決権の行使についてのご案内】

インターネット等により議決権をご行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2014年6月26日（木曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
 - ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
 - イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - ② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader® 又は、Ver.6.0 以降のAdobe® Reader®
- ※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ② EZweb ③ Yahoo! ケータイ

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo! は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo! ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご行使としてお取扱いいたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
電話 0120 (652) 031
(受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く。)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様におかれましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法によって議決権をご行使いただくことも可能です。

■ 株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）の任期が満了しますので、指名委員会の決定に基づき、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。また、各取締役候補者に関する事項は、6頁から12頁に記載のとおりです。

候補者番号	氏 名	備 考
1	朝 香 聖 一	社外取締役候補者
2	吉 川 恵 治	
3	クレメンス・ミラー	
4	マーク・ライオンズ	
5	諸 岡 賢 一	
6	藤 田 純 孝	社外取締役候補者
7	小 宮 弘	社外取締役候補者
8	ギュンター・ツォーン	社外取締役候補者

1. 朝香 聖一 (1942年12月24日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

■略歴

1965年 4月	日本精工株式会社入社	2010年 6月	日本精工株式会社 取締役会長
1994年 6月	同社取締役		当社取締役 (現)
1997年 6月	同社常務取締役	2011年 6月	日本精工株式会社 名誉会長
2000年 6月	同社代表取締役 執行役員専務	2013年 4月	日本精工株式会社 名誉会長
2002年 6月	同社代表取締役社長		当社取締役会議長 (現)
2004年 6月	同社取締役 代表執行役社長	2014年 4月	日本精工株式会社 相談役
2009年 6月	同社取締役会長		
2010年 4月	同社取締役会長 NKSJホールディングス株式会社 取締役 (2013年 6月退任)		現在に至る

■当社における地位及び担当

取締役
取締役会議長
指名委員、監査委員、報酬委員

■所有する当社の株式の数

6,822株

■重要な兼職の状況

該当事項なし

■社外取締役候補者の選任理由について

朝香聖一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■社外取締役在任期間について

朝香聖一氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

2. 吉川 恵治 (1950年7月6日生)

■略歴

1973年 4月	当社入社	2007年 4月	当社執行役員 IT事業本部長兼企画室長
2003年 4月	当社情報電子カンパニー 情報通信デバイス事業部長	2008年 1月	当社執行役員 IT事業本部長
2003年 10月	当社情報電子カンパニー 情報通信デバイス事業部長兼相模原工場長	2008年 6月	当社取締役 (現) 執行役 機能性ガラス事業部門長
2004年 6月	当社執行役員 情報電子カンパニー 情報通信デバイス事業部長兼相模原工場長	2012年 2月	当社代表執行役副社長兼CPMO (最高プロジェクトマネジメント責任者)
2006年 6月	当社執行役員 情報電子カンパニー プレジデント兼情報通信デバイス事業部長兼企画室長	2012年 4月	当社代表執行役社長兼CEO
2006年 9月	当社執行役員 情報電子カンパニー プレジデント兼企画室長		現在に至る

■当社における地位及び担当

取締役 代表執行役社長兼CEO
指名委員、報酬委員

■所有する当社の株式の数

77,541株

■重要な兼職の状況

該当事項なし

3. Clemens Miller クレメンズ・ミラー (1959年2月21日生)

■略歴

1992年 7 月	Flachglas AG (現Pilkington Deutschland AG) 入社	2008年 6 月	当社上席執行役員 BP事業本部ヨーロッパ事業部長
2002年 12 月	Pilkington Group ビルディングプロダクツ (以下“BP”) ヨーロッパ ビジネスプランニング部長 BP ヨーロッパ ファイアプロテクション マネージングディレクター	2010年 4 月	当社上席執行役員 BP事業部門営業統括担当副部門長兼ソーラーエネルギープロダクツ担当副部門長
2005年 6 月	同社BP ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター	2011年 6 月	当社取締役 (現) 執行役 BP事業部門長
2007年 4 月	同社ソーラーエネルギービジネス マネージングディレクター BP ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター	2012年 2 月	当社執行役 建築ガラス事業部門長兼高機能ガラス事業部門長
2007年 8 月	同社BP ヨーロッパ マネージングディレクター BP ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター	2012年 4 月	当社代表執行役副社長兼COO兼建築ガラス事業部門長兼高機能ガラス事業部門長
		2012年 6 月	当社代表執行役副社長兼COO
			現在に至る

■当社における地位及び担当

取締役 代表執行役副社長兼COO

■所有する当社の株式の数

0 株

■重要な兼職の状況

該当事項なし

4. Mark Lyons マーク・ライオンズ (1962年10月31日生)

■略歴

1990年 4 月	Pilkington plc (現Pilkington Group Limited) 入社	2007年 10 月	当社上席執行役員 BP事業本部長
2003年 1 月	Pilkington Group BP ワールドワイド CFO	2008年 6 月	当社取締役 (現) 執行役 BP事業本部長
2005年 3 月	同社BP ヨーロッパ プレジデント	2011年 6 月	当社執行役CFO
2007年 4 月	当社BP事業本部 地域運営統括部長 BP ヨーロッパ マネージングディレクター	2012年 4 月	当社代表執行役CFO
2007年 6 月	当社上席執行役員 BP事業本部 地域運営統括部長 BP ヨーロッパ マネージングディレクター	2013年 6 月	当社代表執行役副社長兼CFO
			現在に至る

■当社における地位及び担当

取締役 代表執行役副社長兼CFO

■所有する当社の株式の数

0株

■重要な兼職の状況

該当事項なし

5. もろ おか けん いち 諸 岡 賢 一 (1956年12月12日生)

■略歴

1979年 4 月	株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行	2011年 6 月	当社上席執行役員 機能性ガラス事業部門CFO兼SG管理部長
1993年 4 月	同社国際統括部 (東京) 上席部長代理		コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2002年 6 月	SMBC Securities, Inc. 社長兼SMBC Capital Markets, Inc. 副社長	2012年 2 月	当社上席執行役員 コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2006年 12 月	当社統合推進本部担当役員付部長兼 経理部 (ロンドン駐在) 担当部長	2012年 5 月	当社上席執行役員 副CFO
2008年 6 月	当社執行役員 経理部財務企画部長	2013年 4 月	当社執行役 副CFO
2011年 4 月	当社執行役員 機能性ガラス事業部門CFO兼SG管理部長 コーポレートプランニングコミュニケーション統括	2013年 6 月	当社取締役 執行役副社長
			現在に至る

■当社における地位及び担当

取締役 執行役副社長
指名委員、報酬委員

■所有する当社の株式の数

10,254株

■重要な兼職の状況

該当事項なし

6. 藤田純孝 (1942年12月24日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

■略歴

1965年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社	2008年 6 月	伊藤忠商事株式会社 相談役 古河電気工業株式会社 取締役 (現)
1995年 6 月	同社取締役		日本興亜損害保険株式会社 監査役
1997年 4 月	同社常務取締役	2009年 6 月	伊藤忠商事株式会社 相談役 当社取締役 (現)
1998年 4 月	同社代表取締役常務取締役		日本興亜損害保険株式会社 監査役
1999年 4 月	同社代表取締役専務取締役 チーフ フィナンシャルオフィサー	2010年 4 月	伊藤忠商事株式会社 相談役 NKSJホールディングス株式会社 取 締役 (2013年6月退任)
2001年 4 月	同社代表取締役副社長 チーフフィ ナンシャルオフィサー	2011年 7 月	伊藤忠商事株式会社 理事 (現)
2003年 4 月	同社代表取締役副社長 チーフフィ ナンシャルオフィサー・チーフコン プライアンスオフィサー	2012年 4 月	オリンパス株式会社 取締役
2006年 4 月	同社代表取締役副会長		現在に至る
2006年 6 月	同社取締役副会長		
2007年 6 月	同社取締役副会長 株式会社オリエントコーポレーショ ン 取締役 (2010年6月退任)		

■当社における地位及び担当

取締役
監査委員長、指名委員、報酬委員

■所有する当社の株式の数

10,000株

■重要な兼職の状況

・古河電気工業株式会社 取締役
・オリンパス株式会社 取締役

■社外取締役候補者の選任理由について

藤田純孝氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■社外取締役在任期間について

藤田純孝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

7. 小宮

ひろし
弘 (1942年4月7日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者

■略歴

1965年 4 月	ブリヂストンタイヤ株式会社（現株式会社ブリヂストン）入社	2009年 3 月	同社会長 ジェネラル・イメージング・ジャパン株式会社 代表取締役社長（2013年11月まで）
1989年 4 月	同社北米本部長	2010年 6 月	当社取締役 現在に至る
1991年 4 月	Bridgestone Firestone Inc. ディレクター		
1994年 8 月	オリンパス光学株式会社（現オリンパス株式会社） 経営企画部長		
1997年 6 月	同社取締役		
1999年 6 月	同社常務取締役		
2004年 6 月	同社専務取締役		
2007年 1 月	General Imaging Company 会長兼CEO		

■当社における地位及び担当

取締役
報酬委員長、指名委員、監査委員

■所有する当社の株式の数

6,822株

■重要な兼職の状況

該当事項なし

■社外取締役候補者の選任理由について

小宮弘氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■社外取締役在任期間について

小宮弘氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

8. Günter Zorn ギュンター・ツォーン (1953年3月23日生)

新任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

■略歴

1978年 11月	Polaroid Corporation入社	2005年 7月	ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 代表取締役社長
1985年 7月	Linotype Aktiengesellschaft入社	2006年 4月	ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 代表取締役社長
1991年 6月	ラインタイプヘル株式会社 代表取締役社長		DHL社 北太平洋統括エグゼクティブバイスプレジデント
1994年 11月	ラインタイプヘル株式会社 代表取締役社長 Linotype社 (1997年にHeidelberger Druckmaschinen AGが同社を買収) アジアパシフィック副社長	2009年 4月	Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長
1998年 4月	Heidelberg France S.A. 社長		現在に至る
2000年 4月	Heidelberg社 アジアパシフィック最高経営責任者		

■当社における地位及び担当

—

■所有する当社の株式の数

0株

■重要な兼職の状況

Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長

■社外取締役候補者の選任理由について

ギュンター・ツォーン氏は、経営者としての豊富な国際経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■社外取締役在任期間について

ギュンター・ツォーン氏は新任の社外取締役候補者であります。

(注) 1. 朝香聖一、藤田純孝、小宮弘、及びギュンター・ツォーンの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当該候補者全員を株式会社東京証券取引所（以下、証券取引所）に独立役員として届け出ています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら4名の社外取締役候補者の全ては、当該独立性基準を満たしております。当該独立性基準の具体的内容については、次頁をご参照ください。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中の当該株式会社における法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実

① 朝香聖一氏は1994年6月から2011年6月まで日本精工株式会社の取締役に就任していましたが、同社は、2011年7月に、ベアリング（軸受）製品の取引に関し独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。その後、2013年2月に東京地方裁判所において罰金刑を言い渡され、2013年3月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。このほか、北米、欧州、その他の国においても、ベアリング（軸受）製品の取引に関し、同社及び同社の海外子会社が関係当局による競争法に関する調査を受けており、同社は、2013年9月に米国司法省との間で罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、2014年1月にはカナダ競争法違反により同国裁判所から罰金の支払いを命ずる判決を受け、2014年3月には欧州委員会より制裁金の支払命令を受け、さらに2014年5月にはオーストラリア連邦裁判所から制裁金の支払いを命じられました。

また、同社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所は、2014年1月に、同社製品の取引に関して、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。

日本、米国、カナダ、欧州、及びオーストラリアにおける判決及び行政処分等では、同氏が、同社の取締役に在任していた期間における事業活動が対象とされております。また、その他継続中の関係当局による調査等では、当該期間における事業活動が対象とされている可能性があります。

② 藤田純孝氏は、2008年6月に古河電気工業株式会社の社外取締役に就任しましたが、同社は、2010年5月に、光ファイバケーブル及び同関連製品の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同社は、2011年9月には、自動車用ワイヤハーネス製品取引に係る競合他社とのカルテルに関し、米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続において罰金2億米ドルの支払いが確定しました。日本においても、同製品取引に関する公正取引委員会の命令が2012年1月に出され、同社は同命令の名宛人ではないものの、命令中において違反行為者として認定されたほか、2013年4月には、カナダ当局より5百万カナダドルの罰金を課す決定を受け、2013年7月には、同社及び同社子会社の古河AS株式会社が欧州委員会より約402万ユーロの制裁金を課す決定を受けました。

また、同社は2013年12月には東京電力株式会社が発注する架空送電工事について、2014年1月には関西電力株式会社が発注する同工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。2014年4月には、電力ケーブル及び同関連製品のカルテルについて、欧州委員会より約886万ユーロの制裁金を課す決定を受けました。同氏は、いずれの事実にも関与しておらず、また、いずれの違反行為も認識しておりませんが、社外取締役として日頃より同社の取締役会等においてコンプライアンス意識の徹底について注意喚起を行い、これらの事実の発生後は、再発防止策に向けた適切な措置を講ずることを求めるとともに、当該施策の実施状況について監視を行なっています。

③ また、同氏は2008年6月に日本興亜損害保険株式会社の社外監査役に就任しましたが、同社の不十分・不適切な対応により保険金支払が遅延している事例が確認されたとして、同社は金融庁より、2009年10月23日付けで、保険業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、同社取締役会・監査役会における審議・報告に際して、他業態の有力企業の経営者としての経験・識見に基づき、多岐にわたる事項に関する有益な指摘・発言を行い、上記事実の実態説明・再発防止をはじめとする同社の業務執行の適正化に大きく寄与しました。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社と朝香聖一氏、当社と藤田純孝氏、並びに当社と小宮弘氏は、各氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

当社とギュンター・ツォーン氏は、同氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 当社の社外取締役独立性基準

当社の社外取締役は、本人又はその近親者が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断されます。

(1) 社外取締役本人について

- a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員（以下まとめて「業務執行者」）である者、又はあった者。
- b) i) 当社の取引先であって、その直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。）、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、
 - 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額又は、
ii) 当社の取引先であって、当社の直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。）。
 - 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
- (注) 本基準において「主要な取引先」とは、当社グループ及び当該取引先グループの間において、相手方の事業等の意思決定に対して、親会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係を有する者をいう。
- c) 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者、又は最近過去3年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。）。
- e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その業務執行者。）。なお、当社の直前に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
- f) 他の企業、組織への関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど、当社の取締役又は執行役と重大な関係がある者。
- g) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者又は最近過去5年間においてあった者。）。
- h) 当社の直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d)、e)、又はf)のいずれかに該当していた者。

(2) 社外取締役の近親者（配偶者、二親等内の親族又は同居の親族）について

- a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の幹部職員・従業員（以下まとめて「経営幹部」）である者、又は最近過去5年間においてあった者。
- b) i) 当社の取引先であって、その直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。）、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、
 - 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額又は、
ii) 当社の取引先であって、当社の直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。）。
 - 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
- c) 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは経営幹部である者、又は最近過去3年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するパートナー、アソシエイト、経営幹部。）。
- e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その経営幹部。）。なお、当社の直前に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
- f) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体の場合は、その経営幹部。）。
- g) 当社の直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d)又はe)のいずれかに該当していた者。

以上

[添付書類]

■ 事業報告 (2013年4月1日から2014年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期において、当社グループの主要な市場の状況は、前期よりわずかに改善しました。欧州の市場は依然として低位で推移しているものの、当期末が近づくにつれて状況は徐々に復調しました。日本の市場は、消費税増税を前にして需要が好調だったため、改善しました。北米の市場も、さらなる成長を見せました。その他の地域では、南米の市場は改善しましたが、当期末が近づくにつれて若干の軟調となりました。高機能ガラス市場では、製品や用途によって、概して好調と低調が混在する状況でした。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	6,060億95百万円（前期比 16.3%増）
個別開示項目前営業利益	145億67百万円
営業利益	7億34百万円
税引前損失	164億01百万円
当期損失	164億85百万円
親会社の所有者に帰属する当期損失	176億30百万円

当期の事業別の業績は、以下のとおりとなりました。

<建築用ガラス事業>

売上高 2,406億06百万円

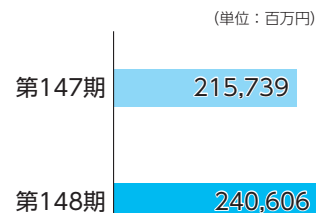
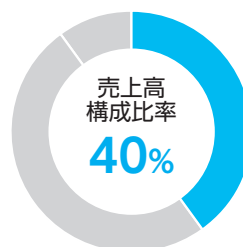
主な事業内容

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内外装用加工ガラス製品の製造・販売から成っており、当期における当社グループの売上高のうち40%を占めます。ソーラー・エネルギー（太陽電池用ガラス）事業も、ここに含まれます。

当期における建築用ガラス事業の業績は、主に当社グループがこれまで取り組んでまいりましたストラクチャリング施策の効果により、前期と比較して大幅に改善しました。売上高は、円安による為替換算の影響により増加しました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の38%を占めます。厳しい経済環境が引き続き建設活動やリフォーム需要に影響を与えました。当期において市場の数量は安定的に推移しましたが、依然として低水準にとどまります。現地通貨ベースの売上高は、低稼働設備の停止の影響により当社グループの建築用ガラスの数量が減少したため、前期を下回りました。当期第3四半期において、当社グループは、より一層の収益性の改善を図るため、英国・セントヘレンズのコーリー・ヒル事業所所在のフロートラインを休止しました。当期における一般品の平均販売価格は、前期並みでした。

日本における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の31%を占めます。新規住宅着工件数が前期よりさらに増加しており、建築用ガラス市場の見通しは引き続き改善しています。しかしながら、労働力の不足によって建築工事に遅れが出るため、ガラ



ス製品の需要の増加に結びつくまでには、幾分時間を要することが見込まれます。日本における同事業の売上高は前期をわずかに上回りましたが、燃料コストの増加もあり営業利益は減少しました。

北米における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の10%を占めます。主に民間の住宅着工件数の増加により、建築用ガラス市場は引き続き改善しました。北米における同事業の売上高と営業利益は、前期より増加しました。力強い域内需要が太陽電池用ガラスの出荷の減少による影響を相殺したことにより、数量は前期並みの水準で推移しました。域内価格は前期の水準を上回りました。

その他の地域では、売上高と営業利益は前期より増加しました。南米と東南アジアの市場の状況は、需要の増加により改善しました。

以上より、建築用ガラス事業では、売上高は2,406億06百万円、個別開示項目前営業利益は109億51百万円となりました。

<自動車用ガラス事業>

売上高 3,051億14百万円

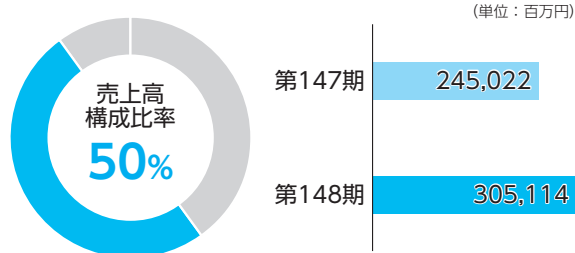
主な事業内容

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当期における当社グループの売上高のうち50%を占めます。

当期における自動車用ガラス事業の売上高は、主として円安による為替換算の影響により、前期より増加しました。市場の状況は、総じて前期より改善しました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の46%を占めます。当期における乗用車の累計販売台数は、引き続き低水準で推移し、前期並みとなりました。しかし、自動車用ガラスの数量は年度を通じ徐々に改善し、当期第4四半期における数量の伸びは、さしあたっての市場の回復を示すものとなりました。欧州における同事業の新車向け（OE）部門の売上高は、現地通貨ベースでは前期をわずかに上回り、営業利益は、主にリストラクチャリング施策の実施に伴うコスト削減効果により、増加しました。補修用（AGR）部門の業績も、需要の増加によって改善しました。

日本における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の17%を占めます。円安が自動車の輸出を下支えする状況が続いており、日本にお



ける同事業のOE部門の数量は前期より増加しました。自動車の国内需要は、2014年4月からの消費税増税を前に、年度を通じ改善しました。当該部門の売上高と営業利益は、前期を上回りました。AGR市場は、安定的に推移しました。

北米における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の24%を占めます。同地域における同事業の売上高及び営業損益は、改善しました。北米のOE市場における数量は前期を上回り、AGR部門では、冬季の厳しい天候による需要の増加が業績に寄与しました。

その他の地域では、数量の増加により売上高は前期より増加したものの、南米における数量の伸びは、当期末が近づくにつれて弱まりました。

以上より、自動車用ガラス事業では、売上高は3,051億14百万円、個別開示項目前営業利益は111億54百万円となりました。

<高機能ガラス事業>

売上高 593億55百万円

主な事業内容

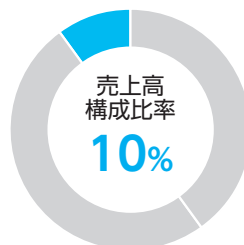
高機能ガラス事業は、当期における当社グループの売上高のうち10%を占めており、小型ディスプレイ用の薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業から成ります。

当期における高機能ガラス事業の売上高は、円安効果が数量減少の影響を相殺したため、前期並みとなりました。営業利益は前期よりわずかに減少しましたが、なお高い利益率を維持しています。

ディスプレイ用の薄板ガラスの売上高は、当期上期の前半において液晶ディスプレイモジュールの生産会社を売却した影響もあり、減少しました。スマートフォンやタブレットPC向けの薄板ガラスの売上高は、設備の定期修繕のため、減少しました。多機能プリンター向け部

<その他>

この分野には、全社費用、連結調整、前述の各事業に含まれない小規模な事業、及びピルキントン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれます。当期のその他における営業損失は、前期より増加しました。これ



(単位：百万円)

第147期 59,404

第148期 59,355

材の需要は前期より改善しました。エンジン・タイミングベルト用ガラスコードの数量も、当社の製品が組み込まれた比較的小型で燃焼効率が高いエンジンを搭載した乗用車の需要が増加したため、改善しました。

以上より、高機能ガラス事業では、売上高は593億55百万円、個別開示項目前営業利益は58億98百万円となりました。

は、前期において発生した一過性の収益が、当期では発生しなかったことによるものです。

以上より、その他では、売上高は10億20百万円、個別開示項目前営業損失は134億36百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における当社グループの設備投資の総額は、315億71百万円となります。事業別の内訳は以下のとおりとなります。

事業	投資額
建築用ガラス事業	46億42百万円
自動車用ガラス事業	107億43百万円
高機能ガラス事業	141億20百万円
その他	20億66百万円

(3) 資金調達等の状況

2014年3月末時点の総資産は9,251億75百万円となり、2013年3月末から397億39百万円増加しました。また、資本合計は、円安により為替換算差額が355億25百万円改善し当期損失による影響を上回ったため、2013年3月末より190億45百万円増加し、1,744億98百万円となりました。

2014年3月末時点のネット借入残高は、2013年3月末より182億64百万円増加し、3,791億12百万円となりました。このネット借入残高の増加は、主として円安による為替換算の影響によるものです。為替変動により、ネット借入は約159億80百万円増加しました。2014年3月末時点の総借入残高は、4,553億03百万円となりました。2014年3月末時点で、当社グループは未使用の融資枠を146億円保有しております。

当期における営業活動によるキャッシュ・フローは、178億80百万円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、171億06百万円のマイナスでしたが、この中には有形固定資産の購入支出の256億86百万円が含まれています。以上より、フリー・キャッシュ・フローは、7億74百万円のプラスとなりました。

(4) 対処すべき課題

当期において、当社グループの主要な市場の状況は、前期よりわずかに改善しました。欧州の市場は依然として低位で推移しているものの、当期末が近づくにつれて状況は徐々に復調しました。日本の市場は、消費税増税を前にして需要が好調だったため、改善しました。北米の市場も、さらなる成長を見せました。その他の地域では、南米の市場は改善しましたが、当期末が近づくにつれて若干の軟調となりました。高機能ガラス市場では、製品や用途によって、概して好調と低調が混在する状況でした。

当社グループでは、2015年3月期において、市場の状況は引き続き徐々に改善してゆくものと考えております。欧州の市場は、欧州経済危機以前の水準をなお大幅に下回るものの、緩やかな回復が続くと予想されます。日本では、消費税増税が自動車用ガラス市場にマイナスの影響をもたらすものの、建築用ガラス市場では、当期から続く良好な建築関連の先行指標の効果を受けると考えております。北米やその他の地域においては、数量の増加を見込んでおりますが、南米では短期的には数量が若干低調になると予想しております。また、高機能ガラス市場は、当期並みの状況になると予想しております。当社グループでは、これまでグループ全体で取り組んで来たリストラクチャリング施策の効果が、引き続き各事業及び地域の収益性の向上に寄与するものと考えており、その効果は2015年3月期以降、年間330億円になると想定しております。なお2015年3月期においては、リストラクチャリング施策によるコスト改善効果の一部は、原燃料コストの増加によって相殺されるものと予想しております。

当社グループの財務状況につきましては、(3) 資金調達等の状況に記載のとおりです。今後の資金調達につきましては、引き続き金融機関と協議を継続

しております。

中期経営計画 (MTP)

当社グループは、2018年3月期までの期間を対象とする新たな中期経営計画 (MTP) を策定いたしました。

今後当社グループが進むべき方向として、「VAガラスカンパニー」に変容・変革することを、戦略ビジョンとして設定しました。VAとは、英語のValue-addedの頭文字に由来しており、当社グループはこのビジョンの下で、持てる経営資源を高付加価値 (VA) 製品の開発と、その拡販に注力いたします。

MTP－戦略ビジョン

MTPの最上位の目標は、財務サステナビリティを実現すること、及び「VAガラスカンパニー」への変革を開始することです。

「VAガラスカンパニー」として当社グループが目指すもの：

- ガラスのスペシャリストとして高い信頼を獲得
- 製品とサービスを通じて、世界中の様々なお客様と密接に協働し独自の付加価値を提供
- 事業構造を転換し、伝統的なビジネスモデルから、より高付加価値の製品 (VA製品) に傾注

「VAガラスカンパニー」への変革後の当社グループのあるべき姿：

- よりスリムな総資産
- より景気循環に左右されにくい構造
- より収益性の高い企業

リストラクチャリングの実施により、当社グループ

プの収益性は回復し、これがMTPの実行を可能とする低コストの組織構造の実現を支えています。また、バランスのとれた地域と事業の構成により、世界経済の回復を享受できるポジションを維持しています。

MTPは、財務サステナビリティを確保し、VA製品・サービスの提供を通じて長期成長段階への移行を可能なものにします。

MTP－財務目標

経験豊かな当社マネジメントによる強力なリーダーシップの下、意欲的かつ達成可能な財務目標の達成を目指すことによって、株主価値の創造に取り組んでまいります。

2018年3月期までに当社グループが達成を目指す財務目標は、次の2つです。

- ・ ネット借入／EBITDA： 3倍
- ・ 売上高営業利益率（ROS）：8%（注）

（注）個別開示項目及びビルキントン社買収に係る償却費控除前営業利益をベースに算定。

事業別の対処すべき課題は、以下のとおりです。

<建築用ガラス事業>

建築用ガラス事業では、引き続き収益性の改善に注力してまいります。当期第3四半期において、当社グループは、英国・セントヘレンズのコーリーヒル事業所所在のフロートラインを休止しました。当社グループでは、リストラクチャリング施策の一環として、これまでに5基のフロートラインの停止を実施しました。このようなリストラクチャリング施策の実施により、設備稼働率が向上し、収益性の大幅な改善が可能となりました。

当社グループでは、特に欧州において、今後もさらなる収益性の改善に努めてまいります。欧州にお

ける価格は依然として低水準ですが、生産能力の適正化が2015年3月期以降、価格の改善にも効果をもたらすものと考えております。

建築用ガラス事業では、再生可能エネルギーである太陽光発電の市場に向けた製品とともに、住宅及び商業用ビルのエネルギー節減に大いに効果がある高付加価値製品を生産しています。これらの製品の製造に際しては多大なエネルギー消費を伴い、当社グループは引き続き当期においても燃料コストのさらなる上昇の影響を受けました。当社グループでは、燃料コストの変動の影響を緩和するため、ヘッジ取引にも取り組んでおりますが、長期的趨勢としての燃料コストの上昇の影響を完全に除去することはできません。当社グループは、適正な生産能力の維持による販売価格への波及効果を通じて、可能な限り燃料コスト上昇の影響が緩和されるよう努めてまいります。

ソーラー・エネルギー事業では、2015年3月期の数量が当期を大きく上回ることは想定されないものの、クリーンで再生可能なエネルギーを推進する潮流に鑑みれば、長期的には成長が持続するものと見込んでおります。また、建物の省エネルギー化に寄与するLow-Eガラス等の高付加価値製品が、当社グループの建築用ガラス製品群の中でますます重要な位置を占めるようになって考えております。建築用ガラス事業における中期的な戦略は、競合他社に対して技術的優位性を持つ高付加価値製品の構成比率を高めることです。

<自動車用ガラス事業>

当期において、当社グループは、欧州における2つの自動車用ガラス製造拠点を閉鎖し、他の欧州域内拠点への生産の移管を完了しました。欧州における新たな自動車用ガラス製造拠点であるポーランド

の事業所では、順調に操業を行っております。

建築用ガラス事業と同様に、自動車用ガラス事業も当期において、原燃料コストの高騰の影響を受けました。当社グループは、南米等の新興市場における自動車用ガラス事業の成長を見込んでおります。ソーラー・エネルギー制御や軽量化といった分野での技術的優位が、自動車用ガラスの将来において大きな役割を果たすと考えており、当社グループは、これらの分野の主要プレーヤーとなることを目指します。また、補修用（AGR）分野でも、既存ビジネスの成長や必要に応じた戦略的買収を通じて事業の拡大を図ってまいります。

<高機能ガラス事業>

当社グループの高機能ガラス事業には、多くの分野で大きな成長機会があると認識しております。2014年4月7日付けで公表のとおり、当社グループは、ベトナムにおいて超薄板ガラス（UFF®）用フロートラインを新設し、2014年6月より生産立ち上げを行い、2015年3月期下期より本格生産を開始します。このフロートラインは、当社グループの100%子会社であるNSG Vietnam Special Glass Ltd.の敷地内に設置され、今回の新設により、当社グループの超薄板ガラス（UFF®）用フロートラインは、日本1基、ベトナム1基の2窯体制となります。当社グループのUFF®は、従来より中小型液晶用基板として広く使用されていましたが、タッチパネル用基板ガラス及びカバーガラス（ソーダライム組成）としての使用が急速に拡大しています。長年にわたる当社の超薄板ガラスにおける技術・開発力を発揮し、今後ともグローバルな顧客のニーズに応えてまいります。

ベルトインオイル型エンジン技術に不可欠な高強度ガラスコードも、重要な成長分野であり、当社グループは当該分野へ積極的に投資を行っています。

このような成長機会を適切にとらえ、引き続き事業の発展に努めてまいります。

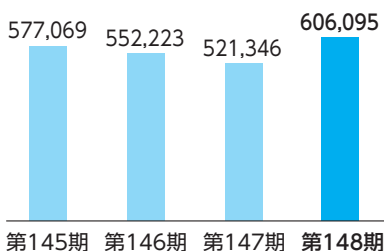
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第145期 (2011年3月期)		第146期 (2012年3月期)	第147期 (2013年3月期)	第148期 (2014年3月期)
	日本基準	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	577,212	577,069	552,223	521,346	606,095
営業利益 (△は損失) (百万円)	14,352	22,867	4,386	△17,258	734
経常利益 (百万円)	7,730	—	—	—	—
税引前利益 (△は損失) (百万円)	—	15,306	△4,822	△31,096	△16,401
当期 (純) 利益 (△は損失) (百万円)	1,661	15,815	△1,749	△33,455	△16,485
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (△は損失) (百万円)	—	12,430	△2,815	△34,324	△17,630
1株当たり当期純利益又は親会社 の所有者に帰属する基本的1株当 たり当期利益 (△は損失) (円)	0.13	15.65	△3.12	△38.04	△19.53
純資産額又は親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	226,874	216,232	161,313	145,031	164,986
1株当たり純資産額又は1株当たり 親会社所有者帰属持分 (円)	239.40	239.69	178.77	160.68	182.75
総資産額 (百万円)	868,588	889,420	848,752	885,436	925,175

- (注) 1. 当社は、第146期より、国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しています。また、第145期についてもIFRSに換算した数値を併せて記載しています。
2. 1株当たり当期純利益又は親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益 (△は損失) は、当期純利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益 (若しくは損失) を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
3. 1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分は、純資産額又は親会社の所有者に帰属する持分を、当期末発行済普通株式数で除して算定しています。当該発行済普通株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
4. 第147期については、従業員給付に関するIFRS (IAS第19号) の改訂の適用に伴い、当該改訂の適用を反映した遡及修正後の数値を記載しています。

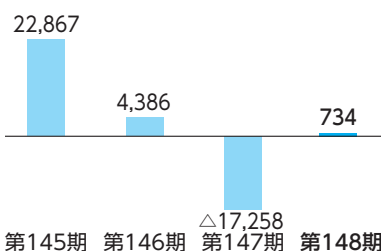
売上高

(単位: 百万円)



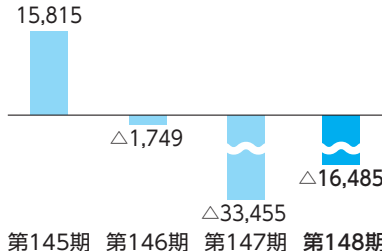
営業利益 (△は損失)

(単位: 百万円)



当期利益 (△は損失)

(単位: 百万円)



(6) 重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	議決権の 所有割合	主な事業内容
日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社	百万円 350	100%	建築用ガラス事業
	株式会社サンクスコーポレーション	百万円 300	92.5	建築用ガラス事業
	日本板硝子ウインテック株式会社	百万円 48	99.3 (0.2)	建築用ガラス事業
	ナノックス株式会社	百万円 490	100	高機能ガラス事業
欧州	Pilkington United Kingdom Limited	千ポンド 179,978	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Limited	千ユーロ 206,595	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Technology Management Limited	千ポンド 441,320	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	NGF Europe Limited	千ポンド 5,400	100	高機能ガラス事業
	Pilkington Deutschland AG	千ユーロ 69,290	96.3 (96.3)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Deutschland GmbH	千ユーロ 18,996	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Austria GmbH	千ユーロ 8,721	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Norge AS	千ノルウェー・クローネ 5,095	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Floatglas AB	千スウェーデン・クローナ 222,000	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Finland OY	千ユーロ 19,414	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington International Glass Poland Sp. Z o.o.	千ズウォティ 507	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Poland Sp. Z o.o.	千ズウォティ 30,511	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Polska Sp. Z o.o.	千ズウォティ 147,340	100 (100)	建築用ガラス事業
Pilkington Italia SpA	千ユーロ 112,996	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業	

(注) 議決権の所有割合の () 内は、子会社による間接所有割合で内数となっています。

区分	会社名	資本金	議決権の 所有割合	主な事業内容
欧州 (持株会社)	NSG Holding (Europe) Limited	千ポンド 2,252,631	% 100	その他 (持株会社)
	NSG UK Enterprises Limited	千ポンド 1,801,478	100 (100)	その他 (持株会社)
	Pilkington Group Limited	千ポンド 1,983,926	100 (100)	その他 (持株会社)
北米	Pilkington North America Inc.	千米ドル 1	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	L-N Safety Glass SA de CV	千メキシコ・ペソ 175,155	100 (100)	自動車用ガラス事業
その他の地域	Vidrieria Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 178,000	51.0 (51.0)	建築用ガラス事業
	Vidrios Lirquen S.A.	千チリ・ペソ 27,443,983	51.6 (51.6)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 155,015	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Brasil Limitada	千リアル 86,532	100 (100)	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited	千人民元 100,000	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Solar (Taicang), Limited	千人民元 305,151	100 (100)	建築用ガラス事業
	Suzhou NSG Electronics Co. Limited	千人民元 371,689	100	高機能ガラス事業
	NSG Hong Kong Co. Limited	千香港ドル 800	100 (100)	高機能ガラス事業
	Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.	千リンギット 81,151	100	建築用ガラス事業及び 自動車用ガラス事業
	Vietnam Float Glass Co. Limited	10億ドン 512	55.0	建築用ガラス事業
NSG Vietnam Glass Industries Limited	10億ドン 1,378	100 (100)	建築用ガラス事業	

(注) 議決権の所有割合の () 内は、子会社による間接所有割合で内数となっています。

(7) 当社グループの主要な営業所及び工場

当 社	本店所在地	東京都港区三田三丁目5番27号
	営業所	東京都港区、大阪市中央区、愛知県豊田市、広島市南区
	工場	千葉県市原市、神奈川県相模原市、三重県四日市市、三重県津市、岐阜県不破郡垂井町、京都市南区、京都府舞鶴市
重要な 子会社	日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社 (千葉県市原市) 株式会社サンクスコーポレーション (東京都江戸川区) 日本板硝子ウインテック株式会社 (大阪市中央区) ナノックス株式会社 (福島県福島市)
	欧州	Pilkington United Kingdom Limited (英国) Pilkington Automotive Limited (英国) Pilkington Technology Management Limited (英国) NGF Europe Limited (英国) Pilkington Deutschland AG (ドイツ) Pilkington Automotive Deutschland GmbH (ドイツ) Pilkington Austria GmbH (オーストリア) Pilkington Norge AS (ノルウェー) Pilkington Floatglas AB (スウェーデン) Pilkington Automotive Finland OY (フィンランド) Pilkington International Glass Poland Sp. Z o.o. (ポーランド) Pilkington Automotive Poland Sp. Z o.o. (ポーランド) Pilkington Polska Sp. Z o.o. (ポーランド) Pilkington Italia SpA (イタリア) NSG Holding (Europe) Limited (英国) NSG UK Enterprises Limited (英国) Pilkington Group Limited (英国)
	北米	Pilkington North America Inc. (米国) L-N Safety Glass SA de CV (メキシコ)
	その他の地域	Vidrieria Argentina S.A. (アルゼンチン) Vidrios Lirquen S.A. (チリ) Pilkington Automotive Argentina S.A. (アルゼンチン) Pilkington Brasil Limitada (ブラジル) Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited (中国) Pilkington Solar (Taicang), Limited (中国) Suzhou NSG Electronics Co. Limited (中国) NSG Hong Kong Co. Limited (中国) Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd. (マレーシア) Vietnam Float Glass Co. Limited (ベトナム) NSG Vietnam Glass Industries Limited (ベトナム)

(8) 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数
建築用ガラス事業	8,779名
自動車用ガラス事業	15,066名
高機能ガラス事業	1,969名
その他	1,265名
合計	27,079名 (前期末比853名減)

(注) 臨時従業員数は上記に含まれません。

(9) 当社グループの主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社日本政策投資銀行	26,086百万円
株式会社三井住友銀行	6,597百万円
香港上海銀行	6,181百万円
株式会社みずほ銀行	4,000百万円
株式会社商工組合中央金庫	3,914百万円
株式会社あおぞら銀行	3,500百万円
バイエルン州立銀行（ドイツ）	3,091百万円
日本生命保険相互会社	2,600百万円
住友生命保険相互会社	2,340百万円

(注) 上記のほか、当社グループには、シンジケートローンによる総額273,959百万円の借入があります。そのうち、102,509百万円については、株式会社三井住友銀行による引受分となります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,775,000,000株
(2) 発行済株式の総数 903,550,999株
(うち、自己株式の数 758,952株)
(3) 株主数 69,786名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	38,667千株	4.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,777千株	3.74%
野村信託銀行株式会社（投信口）	26,357千株	2.92%
CBNY DFA Intl Small Cap Value Portfolio	16,592千株	1.84%
CMBL S.A. Re Mutual Funds	14,392千株	1.59%
BNY For GCM Re GASBU	14,298千株	1.58%
Chase Manhattan Bank GTS Clients Account Escrow	12,449千株	1.38%
Mellon Bank, N.A. As Agent For Its Client Mellon Omnibus US Pension	11,817千株	1.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	10,529千株	1.17%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	10,527千株	1.17%

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しています。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、持続可能な事業の業績をベースにして、安定的に配当を実施することを利益配分の基本方針としております。当社取締役会は、2014年3月期の期末配当金について、当社グループが直面している現在の市場の状況、及び当事業年度において当期損失を計上したこと等を総合的に検討した結果、誠に遺憾ではありますが、その実施を見送ることを決定いたしました。当社グループは、配当は株主の皆様にとって重要なものであると認識しており、グループの業績が十分に改善した段階で配当実施を再開することを考えております。

4. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

区分	名称	発行価額	行使価額	行使期間	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役（社外取締役を除く。）	第1回新株予約権	無償	1株につき418円	自 2006年7月1日 至 2014年6月28日	16個	普通株式16,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	1名
	第2回新株予約権	無償	1株につき466円	自 2007年7月1日 至 2015年6月28日	17個	普通株式17,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	1名
	第3回新株予約権	無償	1株につき578円	自 2008年7月1日 至 2016年6月28日	11個	普通株式11,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	1名
	2007年9月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき666.31円	1株につき1円	自 2007年9月29日 至 2037年9月28日	9個	普通株式9,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	1名
	2008年9月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき497.51円	1株につき1円	自 2008年9月28日 至 2038年9月27日	35個	普通株式35,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	2名
	2009年9月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき255.12円	1株につき1円	自 2009年10月1日 至 2039年9月30日	69個	普通株式69,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	2名
	2010年9月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき139.42円	1株につき1円	自 2010年10月1日 至 2040年9月30日	59個	普通株式59,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	2名
	2011年10月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき126.28円	1株につき1円	自 2011年10月15日 至 2041年10月14日	80個	普通株式80,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	2名
	2012年9月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき21.43円	1株につき1円	自 2012年9月29日 至 2042年9月28日	290個	普通株式290,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	2名
2013年10月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき88.28円	1株につき1円	自 2013年10月16日 至 2043年10月15日	399個	普通株式399,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	2名	
合計	—	—	—	—	985個	普通株式985,000株	2名

(2) 当事業年度中に執行役員に交付した新株予約権の状況

区分	名称	発行価額	行使価額	行使期間	新株予約権の個数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	被交付者数
当社執行役員	2013年10月発行新株予約権 (株式報酬型)	1株につき88.28円	1株につき1円	自 2013年10月16日 至 2043年10月15日	1,043個	普通株式1,043,000株 (新株予約権1個につき普通株式1,000株)	13名

5. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

ア 取締役

氏名	地位又は担当		重要な兼職の状況
朝香 聖一	取締役会議長	指名委員 監査委員 報酬委員	—
ジョージ・オルコット	取締役	指名委員長 監査委員 報酬委員	NKSJホールディングス株式会社 取締役
藤田 純孝	取締役	監査委員長 指名委員 報酬委員	古河電気工業株式会社 取締役 オリンパス株式会社 取締役
小宮 弘	取締役	報酬委員長 指名委員 監査委員	—
吉川 恵治	取締役	指名委員 報酬委員	—
クレメンス・ミラー	取締役	—	—
マーク・ライオンズ	取締役	—	—
諸岡 賢一	取締役	指名委員 報酬委員	—

(注) 1. 朝香聖一、ジョージ・オルコット、藤田純孝、及び小宮弘の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、社外取締役全員を株式会社東京証券取引所（以下、証券取引所）に独立役員として届け出ています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら4名の社外取締役の全ては、当該独立性基準を満たしています。なお、当該独立性基準の具体的な内容については、13頁をご参照ください。

2. 監査委員の藤田純孝氏は、伊藤忠商事株式会社のチーフフィナンシャルオフィサーを7年間務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。

イ 執行役

氏名	地位又は担当		重要な兼職の状況
吉川 恵治	代表執行役	社長兼CEO	—
クレメンス・ミラー	代表執行役	副社長兼COO	—
マーク・ライオンズ	代表執行役	副社長兼CFO	—
諸岡 賢一	執行役	副社長	—

(2) 取締役及び執行役の報酬等について

ア 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針等

① 報酬等の決定に係る組織及び責任

当社は、2008年6月の第142期定時株主総会終結の時をもって、報酬委員会を設置いたしました。同委員会は、4名の社外取締役、1名の取締役代表執行役、及び1名の取締役執行役で構成されており、委員長は社外取締役である小宮弘氏です。委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしています。委員会の運営については、人事部門が事務局として支援し、適宜外部専門家により提供される情報を使用します。2014年3月期においては、同委員会は6回開催されました。

同委員会は次の事項を決定します。

- ・ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の決定
- ・ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定

また、同委員会は、当社グループの執行役員や上級幹部の報酬等の内容に関する決定の報告を受けます。

② 執行役の報酬等の決定に関する方針

当社グループは、世界30ヶ国で事業運営をするグローバル企業です。執行役の報酬に関する方針の目的は、執行役の任用契約条件を市場競争に耐え得るようにし、またグローバルビジネスにおいて世界中から高い能力を持つ執行役を惹きつけ、確保し、かつ動機づけるように報酬内容を設計することにあります。

当該方針の狙いは、個々の基本報酬及びインセンティブ報酬がグループの業績や株主利益と整合性を保ち、個々人の業務における責任と成果が反映されるようにすることにあります。執行役に対する個々の報酬内容は直接任用される国の市場環境によって異なりますが、年度賞与と長期インセンティブ報酬プランについては、グローバル方針に従い、当社グループレベルで企画、設計され、整合性が保たれるものとします。

基本報酬及び福利厚生の内容は、市場競争に耐え得るレベルに設定され、年度業績連動報酬（賞与）は主に財務指標の達成度合いで評価されます。

執行役の報酬内容は毎年見直されます。方針として、グローバル企業における市場の概ね中位数に報酬水準を調整するものとします。適切な市場相場の決定にあたっては、売上高及び時価総額並びに国際化の複雑さ及び広がりといった事情が考慮されます。報酬内容の見直しにあたっては、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度、並びに他の管理職の昇給予定が考慮されます。

各執行役は、年度業績連動報酬制度に参加します。報酬委員会は業績基準と適切な賞与支給条件を設定しています。当該報酬制度は、主に取締役会で承認された年度予算に対して挑戦しがいのある財務業績の達成目標に基づきます。一定レベルの目標が達成されない場合は、執行役への賞与は支払われません。

各執行役は、長期インセンティブ報酬プランに参加することができます。当該プランは、3年間にわたるグループの長期的な業績目標の達成に報いることを目的とします。年1回の発行を可能とし、したがって、いずれの時点においても効力を有するプランが3本存在することがあり得ます。当該プランの業績目標基準は、主な財務指標により設定されます。当該業績目標基準のエントリー値が達成されない場合は、支払いは行われません。支払いは金員をもってなされます。執行役と株主の利益を一致させるべく、当該支払いは、各プランにつき、それぞれ対象となる3年間の当社株価の値動きに連動します。

③ 取締役（執行役を兼務する者を除く。）の報酬等の決定に関する方針

取締役の職務は、取締役会の一員として、NSGグループの経営を監督することです。取締役が当該職務を適切かつ効果的に遂行できるよう、また、当社が当該職務につき期待される能力、経験を持つ人材を確保できるよう、取締役の報酬等は、外部専門家による他社事例の調査等に基づき、適正な水準で定められます。

具体的には、執行役を兼務しない取締役（社外取締役を除く。）は、基本報酬のほか、株式報酬型ストック

オプションの引受資格を持ちますが、年度業績連動報酬制度や長期インセンティブ報酬プランへの参加資格を持ちません。

社外取締役はその職務遂行に対する報酬を受領します。社外取締役は業績連動報酬や長期インセンティブ報酬の受給資格を持ちません。

イ 取締役及び執行役の報酬等の額

① 当社により負担される取締役及び執行役の報酬等の額

区分	員数（人）	報酬等の額（百万円）		
		基本報酬	賞与	その他
執行役を兼務しない取締役 （うち社外取締役）	6 (4)	89 (63)	－ (－)	228 (－)
執行役	3	94	22	49

- (注) 1. 当社により負担される上記表の報酬等のほかに、当社の子会社により負担される当社執行役に対する報酬等がありますが、これらについては下記表②のとおりとなります。本表に示される執行役に対する報酬等は、2名の執行役に係る基本報酬、1名の執行役に係る賞与、及び3名の執行役に係る「その他」から構成されます。
2. 上記表中の額は取締役及び執行役の在任期間に関するものです。
3. 執行役を兼務しない取締役に、第147期定時株主総会終結の時をもって退任した者を含みます。執行役を兼務しない取締役に於ける「その他」に含まれる報酬等の額は、社外取締役ではなくかつ執行役を兼務しない取締役2名に対して支払われた退職慰労金224百万円を含みます。
4. 上記表の賞与の額は1名の執行役に対する、2013年4月から2014年3月までの期間（当事業年度）に係るもので、その支払いは、2014年4月から始まる事業年度中になされます。当該支払いは、当事業年度の年度賞与に関するもので、2011年4月から2014年3月までの3事業年度に係る長期インセンティブプランによる支払いはありません。
5. 執行役についての「その他」は、2名の執行役に対するストックオプション費用35百万円を含みます。当該ストックオプションは、日本の任用条件の下、2007年の役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職給付制度の一環として導入された株式報酬型ストックオプションです。
6. 「その他」は、年金拠出金、医療・健康保険、及び社宅に係る費用等を含みます。

② 子会社により負担される執行役の報酬等の額

区分	員数（人）	報酬等の額（百万円）		
		基本報酬	賞与	その他
執行役	2	131	106	27

- (注) 1. 上記表②は、クレメンス・ミラー及びマーク・ライオンズに対する執行役としての報酬等の額に関するものです。
2. 上記表②中の額は執行役の在任期間に関するものです。
3. 上記表②の賞与の額は2名の執行役に対する、2013年4月から2014年3月までの期間（当事業年度）に係るもので、その支払いは、2014年4月から始まる事業年度中になされます。当該支払いは、当事業年度の年度賞与に関するもので、2011年4月から2014年3月までの3事業年度に係る長期インセンティブプランによる支払いはありません。
4. 「その他」は、年金拠出金、医療・健康保険、及び自動車に係る費用を含みます。
5. 英ポンド建て及びユーロ建ての支払いについては、それぞれ当事業年度の平均為替レートである1ポンド当たり159円、1ユーロ当たり133.6円で円換算しています。

(3) 社外役員に関する事項

ア 重要な兼職先（他の法人等の業務執行取締役、執行役等、又は社外役員等の兼務）

氏名	重要な兼職先
ジョージ・オルコット	NKSJホールディングス株式会社 社外取締役
藤田 純 孝	古河電気工業株式会社 社外取締役 オリンパス株式会社 社外取締役

(注) 当社とNKSJホールディングス株式会社、当社と古河電気工業株式会社、並びに当社とオリンパス株式会社との間には、それぞれ特別な関係はございません。

イ 当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
朝 香 聖 一	当事業年度中に開催された取締役会10回の全てに、指名委員会7回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会6回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
ジョージ・オルコット	当事業年度中に開催された取締役会10回の全てに、指名委員会7回の全てに、監査委員会11回のうち9回に、報酬委員会6回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として学識経験者及び経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
藤田 純 孝	当事業年度中に開催された取締役会10回の全てに、指名委員会7回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会6回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
小 宮 弘	当事業年度中に開催された取締役会10回の全てに、指名委員会7回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会6回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。

ウ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間において、各社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	145百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	164百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」は、これらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社は主にErnst&Youngの監査を受けています。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、内部統制に関する相談業務等についての対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

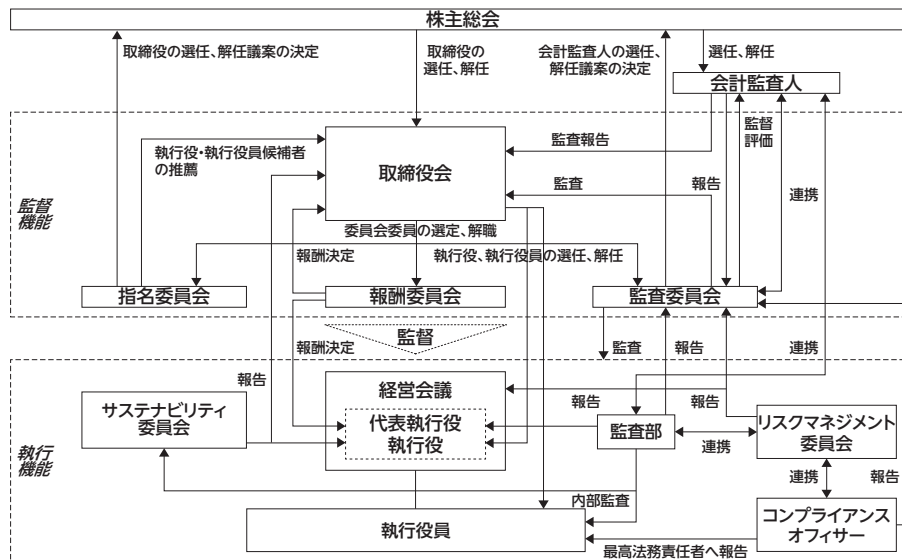
監査委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

7. コーポレートガバナンスの状況

(1) 方針

当社は、委員会設置会社制度を採用しています。執行と監督の分離を促進し、社外取締役の役割を強化することにより、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスのレベルを向上させ、ひいては株主価値を向上させるべく、努めています。

(2) マネジメント体制



- ア 取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、株主総会の決議によりその決定を委任された事項及び当社の業務執行に関する特に重要な事項を決定又は承認し、取締役及び執行役の職務を監督します。
- イ 指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、執行役及び執行役員候補者に係る推薦又は助言をします。
- ウ 監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。
- エ 報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。
- オ 経営会議は、当社グループの経営を指導するとともに、その実施状況を監視します。
- カ サステナビリティ委員会は、当社グループの全てのサステナビリティ活動を統括するとともにその戦略を見直し、また、ステークホルダーとの効果的なコミュニケーションを確実なものとしします。
- キ リスクマネジメント委員会は、グループ全体にわたるリスクマネジメントの枠組を定め、その実施状況を監督します。

(3) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

<p>ア 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項</p>	<p>監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、その必要とする員数のスタッフを配置する。</p>
<p>イ 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項</p>	<p>監査委員会室に所属するスタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告し、同意を求めるものとする。</p>
<p>ウ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制</p>	<p>執行役及びその他役職員は監査委員会に対し以下の報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NSGグループ（以下、グループ）に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実 ・役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨 ・監査委員会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項
<p>エ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会は、重要会議へ監査委員を出席させることができる。 ・監査委員会は、必要に応じ、役職員から監査に必要な情報をヒアリングし、また各リスクを所管する部署よりグループのリスク状況について、定期的に報告を受ける。 ・監査委員会は、重要会議資料、稟議書等、重要書類を閲覧することができる。 ・監査委員会は、担当執行役より、四半期決算・期末決算について取締役会の承認等の前に説明を受ける。 ・監査委員会は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、必要な情報を収集する。
<p>オ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>「経営理念と行動指針」に基づき、グループでコンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図り、さらに企業の社会的責任を積極的に果たしていく。</p> <p>グループは「経営理念と行動指針」の下で、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「NSGグループ行動規範」を制定し、重要な社内規則（グループポリシー、規程、手順等）とともにグループの情報ネットワークを通じてグループの役職員へ継続的に周知し、教育活動を行う。</p> <p>各法令・社内規則の所管部門は、内部監査部門とともに遵守状況を確認し、監査委員会に報告する。</p> <p>また、コンプライアンス報告相談手続を設け、グループの役職員がコンプライアンスに関する報告・相談・通報を行うことができる体制を確保する。</p>

<p>カ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>	<p>執行役の職務執行に係る情報については、法令、社内規則に従い適切にその保存及び管理を行う。</p>
<p>キ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>	<p>適正な財務報告の確保に取り組むほか、適時適正な情報開示を確保する。 企業活動上発生するリスクに対処するため、グループのリスクを網羅的に把握し管理する。コンプライアンス、環境、安全、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、原材料調達、研究開発、与信管理等に係る個別のリスクは、それぞれの担当部署が必要と判断する規程を定め当該リスクを管理する。必要に応じて、リスク分散措置及び保険付保等を行う。 重大事故に備えてルールを整備し、対応する。</p>
<p>ク 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>長期計画に基づき年度目標をグループ内で明確化し、一貫した方針管理を行う。 取締役会による決議、並びに業務分掌及び権限に関する社内規則に従い、執行役及びその他役職員の担当業務、職務権限を明確化し、かつ、各種会議体に係る規程及びその付議基準に従い、意思決定を行う。 IT技術を活用して、業務の効率性向上のためのシステム構築を推進する。</p>
<p>ケ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>「経営理念と行動指針」、「NSGグループ行動規範」及び重要な社内規程をグループにおいて共有する。各事業部門及びグループファンクション各部門は、各部門内での規則と権限を明確にし、グループの内部統制システムが適正に運用されるよう指導する。 グループの会社間での取引は、法令、会計原則その他社会規範に従い、適法かつ適正に行う。 内部監査部門は、コンプライアンスを含むグループの内部統制の有効性を評価・検証するとともに、業務の改善・効率化に資する提言を行う。</p>

以上のご報告は、次により記載されています。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しています。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しています。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
非流動資産	643,369	流動負債	274,374
のれん	135,826	社債及び借入金	119,954
無形資産	86,999	デリバティブ金融負債	1,514
有形固定資産	289,389	仕入債務及びその他の債務	127,858
投資不動産	644	未払法人所得税	2,510
持分法で会計処理される投資	50,070	引当金	19,179
売上債権及びその他の債権	15,615	繰延収益	3,027
売却可能金融資産	6,743	売却目的で保有する資産 に直接関連する負債	332
デリバティブ金融資産	893		
繰延税金資産	55,571	非流動負債	476,303
未収法人所得税	1,619	社債及び借入金	331,839
		デリバティブ金融負債	1,996
流動資産	281,806	仕入債務及びその他の債務	573
棚卸資産	109,167	繰延税金負債	23,190
未成工事支出金	982	未払法人所得税	1,837
売上債権及びその他の債権	92,523	退職給付に係る負債	90,591
売却可能金融資産	94	引当金	16,477
デリバティブ金融資産	1,434	繰延収益	9,800
現金及び現金同等物	73,864	負債合計	750,677
未収法人所得税	1,943	(資本の部)	
売却目的で保有する資産	1,799	親会社の所有者に帰属する持分	164,986
		資本金	116,449
		資本剰余金	127,511
		自己株式	△285
		新株予約権	632
		利益剰余金	△27,717
		利益剰余金 (IFRS移行時の累積換算差額)	△68,048
		その他の包括利益累計額	16,444
		非支配持分	9,512
		資本合計	174,498
資産合計	925,175	負債及び資本合計	925,175

連結損益計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		606,095
売 上 原 価		△459,821
売 上 総 利 益		146,274
そ の 他 の 収 益	7,205	
販 売 費	△57,677	
管 理 費	△66,619	
そ の 他 の 費 用	△14,616	△131,707
個 別 開 示 項 目 前 営 業 利 益		14,567
個 別 開 示 項 目		△13,833
営 業 利 益		734
金 融 収 益	3,338	
金 融 費 用	△21,475	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,002	△17,135
税 引 前 損 失		△16,401
法 人 所 得 税		△84
当 期 損 失		△16,485
(内 訳)		
非 支 配 持 分 に 帰 属 す る 当 期 利 益		1,145
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 損 失		△17,630

(ご参考) 連結包括利益計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 損 失	△16,485
そ の 他 の 包 括 利 益	
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ な い 項 目	
確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	445
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	602
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ な い 項 目 合 計	1,047
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ る 可 能 性 の あ る 項 目	
在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	35,525
売却可能金融資産の公正価値の純変動	△571
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	59
純 損 益 に 振 り 替 え ら れ る 可 能 性 の あ る 項 目 合 計	35,013
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	36,060
当 期 包 括 利 益	19,575
(内 訳)	
非支配持分に帰属する当期包括利益	△110
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	19,685

連結持分変動計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	新株予約権	利益剰余金	利益剰余金 (IFRS移行時の 累積換算差額)
平成25年4月1日 期首残高	116,449	127,511	△374	592	△11,275	△68,048
当期包括利益：						
当期利益（△は損失）					△17,630	
その他の包括利益					1,047	
当期包括利益合計	—	—	—	—	△16,583	—
所有者との取引額：						
自己株式の取得			△6			
自己株式の処分		△7				
配当金						
株式報酬 (ストックオプション)			95	40		
利益剰余金から 資本剰余金への振替		7			△7	
その他					148	
所有者との取引額合計	—	—	89	40	141	—
平成26年3月31日 期末残高	116,449	127,511	△285	632	△27,717	△68,048

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	在外営業の 活動体換算差額	売却可能 金融資産 の公正価値	キャッシュ・ フロー・ハッジ の公正価値	その他の利益 累計額	親会社 所有者 の持分 に属する 計		
平成25年4月1日 期首残高	△18,278	1,016	△2,562	△19,824	145,031	10,422	155,453
当期包括利益：							
当期利益（△は損失）					△17,630	1,145	△16,485
その他の包括利益	36,845	△571	△6	36,268	37,315	△1,255	36,060
当期包括利益合計	36,845	△571	△6	36,268	19,685	△110	19,575
所有者との取引額：							
自己株式の取得					△6		△6
自己株式の処分					△7		△7
配当金					—	△646	△646
株式報酬 (ストックオプション)					135		135
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—		—
その他					148	△154	△6
所有者との取引額合計	—	—	—	—	270	△800	△530
平成26年3月31日 期末残高	18,567	445	△2,568	16,444	164,986	9,512	174,498

■ 計算書類

貸借対照表 (平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	117,796	流 動 負 債	118,795
現金及び預金	8,819	買掛金	16,478
受取手形	1,748	短期借入金	38,100
売掛金	17,853	1年以内償還予定の社債	2,500
商品及び製品	12,420	1年以内返済予定の長期借入金	34,765
仕掛品	2,081	リース債	701
材料及び貯蔵品	6,390	未払金	8,243
短期貸付金	59,572	未払法人税等	130
その他金	9,972	未払費用	1,501
貸倒引当金	△1,059	預り金	14,091
固 定 資 産	540,128	賞与引当金	1,788
有 形 固 定 資 産	42,769	役員賞与引当金	77
建物	13,113	製品保証引当金	62
構築物	1,279	その他	359
機械装置	15,092	固 定 負 債	247,826
車輻運搬用具	7	社長期借入金	60,250
工具器具備品	2,898	リース債	179,985
土地	9,052	退職給付引当金	735
建設仮勘定	39	退職給付引当金	1,026
無形固定資産	1,289	環境対策引当金	4,094
ソフトウェア	2,070	資産除去債	224
リース資産	102	繰延税金負債	672
その他	1,592	繰延税金負債	779
投資その他の資産	376	その他	61
投資有価証券	495,289	負 債 合 計	366,621
関係会社株	1,038	(純 資 産 の 部)	
長期前払費用	487,228	株 主 資 本	289,593
その他	2,894	資本	116,449
貸倒引当金	2,699	資本剰余金	124,772
	1,451	資本準備金	124,772
	△21	利益剰余金	48,657
		利益準備金	6,377
		その他利益剰余金	42,280
		固定資産圧縮積立	2,149
		特別積立	34,977
		繰越利益剰余金	5,154
		自己株式	△285
		評価・換算差額等	1,078
		繰延ヘッジ損益	1,078
		新株予約権	632
資 産 合 計	657,924	純 資 産 合 計	291,303
		負 債 純 資 産 合 計	657,924

損益計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		105,682
売上原価		82,913
売上総利益		22,769
販売費及び一般管理費		22,931
営業外損失		△162
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,023	
その他	1,458	9,481
営業外費用		
支払利息	6,288	
その他	1,362	7,650
経常利益		1,669
特別利益		
固定資産売却益	432	
投資有価証券売却益	305	
その他	145	882
特別損失		
固定資産売却損	236	
固定資産除却損	216	
減損損失	221	
関係会社株式売却損	24	
関係会社株式評価損	4	
関係会社支援損	3,352	
その他	95	4,148
税引前当期純損失		△1,597
法人税、住民税及び事業税	△733	
法人税等調整額	△69	△802
当期純損失		△795

株主資本等変動計算書 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					固 定 資 産 圧縮積立金	特 別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成25年4月1日 期首残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	2,370	34,977	4,081
会計方針の変更による 累積的影響額								1,654
会計方針の変更を反映した 当期首残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	2,370	34,977	5,735
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△221		221
当期純損失								△795
新株予約権の行使による増減								
自己株式の取得								
自己株式の処分			△7	△7				
利益剰余金から 資本剰余金への振替			7	7				△7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△221	—	△581
平成26年3月31日 期末残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	2,149	34,977	5,154

	株 主 資 本			評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	利益剰余金 合 計						
平成25年4月1日 期首残高	47,805	△374	288,652	1,045	1,045	592	290,289
会計方針の変更による 累積的影響額	1,654		1,654				1,654
会計方針の変更を反映した 当期首残高	49,459	△374	290,306	1,045	1,045	592	291,943
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—				—
当期純損失	△795		△795				△795
新株予約権の行使による増減		95	95				95
自己株式の取得		△6	△6				△6
自己株式の処分			△7				△7
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△7		—				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				33	33	40	73
事業年度中の変動額合計	△802	89	△713	33	33	40	△640
平成26年3月31日 期末残高	48,657	△285	289,593	1,078	1,078	632	291,303

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

日本板硝子株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大木 一也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本板硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

日本板硝子株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大木 一也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第148期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証しました。
- (2) 平成25年6月27日開催の監査委員会において決議された、監査方針、監査計画、職務の分担、及び、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に従い、下記の通り実施しました。
 - ①取締役会、経営会議等の重要な会議への出席
 - ②取締役執行役等からの職務の執行に関する事項の報告聴取
 - ③本社及び国内外の主要な事業所、子会社における業務及び財産の状況調査
 - ④重要な決裁書類等の閲覧
- (3) 内部監査部門からは、事前に監査計画の説明を受け、更に四半期ごとに監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備状況等について意見交換及び協議しました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、更にその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (5) 財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査部門及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月23日

日本板硝子株式会社 監査委員会

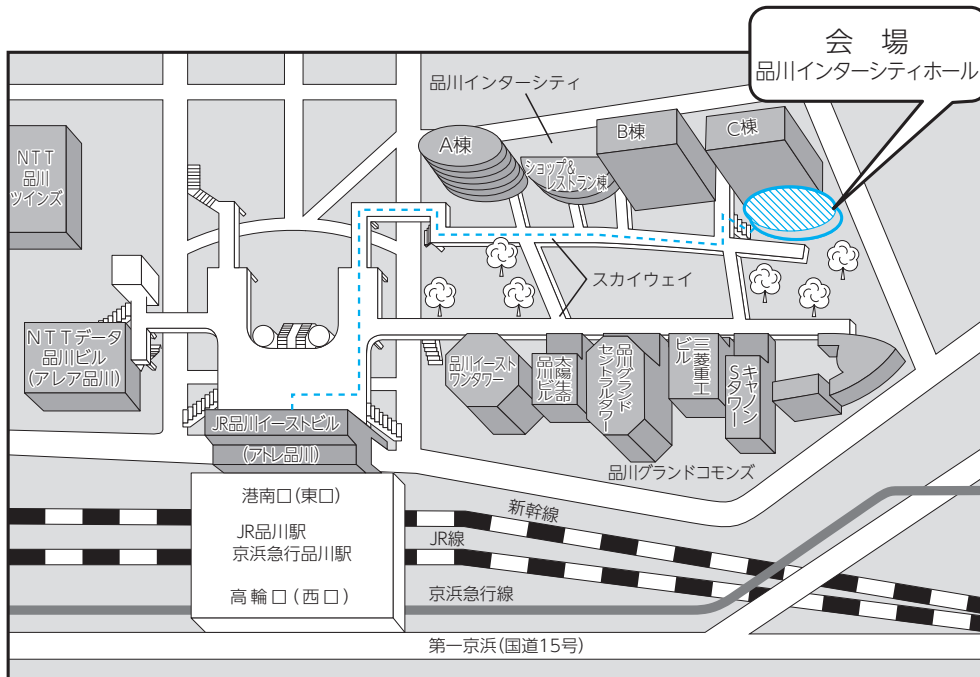
監査委員（委員長）	藤 田 純 孝
監査委員	ジョージ・オルコット
監査委員	小 宮 弘
監査委員	朝 香 聖 一

(注) 監査委員 藤田純孝氏、ジョージ・オルコット氏、小宮弘氏、朝香聖一氏は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図



●会場場所●

東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール

●交通のご案内●

J R 品川駅港南口（東口）から徒歩約8分

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK